



鳥取県公報

令和2年7月21日（火）
第9219号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の徴収事務の委託（433）（公文書館）・・・・・・・・・・ 2
	県統計調査の実施（434）（通商物流課）・・・・・・・・・・ 2
	貸付金の元利償還金の収納事務の委託（435）（教育委員会事務局人権教育課）・・・・ 3
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施（2件）（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 3
	警備業務に係る検定合格者審査の実施（Ⅱ）・・・・・・・・・・ 6
◇ 調達公告	落札者の決定（2件）（教育委員会事務局教育環境課）・・・・・・・・ 7

告 示

鳥取県告示第433号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、公文書館が刊行する図書の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年7月21日

鳥取県立公文書館長 田 中 健 一

- 1 委託の相手
鳥取大学生生活協同組合
- 2 委託期間
令和2年6月26日から令和3年3月31日まで

鳥取県告示第434号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
国際航空貨物需要調査
- 2 調査の目的
鳥取県、島根県又は兵庫県に所在する事業所のうち、航空貨物の利用が見込まれるものを対象とし、航空貨物の利用状況や課題を把握するとともに、需要の動向を分析し、鳥取県内の空港の国際物流機能強化の可能性を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
鳥取県全域、島根県松江市、出雲市、安来市、雲南市、奥出雲町若しくは飯南町又は兵庫県豊岡市、養父市、朝来市、香美町若しくは新温泉町に所在する事業所のうち、日本標準産業分類に掲げる大分類項目E（製造業）又は大分類項目I（卸売業，小売業）に属する従業員規模5人以上のもの
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 国際航空貨物の利用状況
 - イ 鳥取県内の空港における航空貨物の利用状況
 - ウ 鳥取県内の空港における国際航空貨物の利用の意向
 - (2) その基準となる期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 5 報告を求める者
調査対象の範囲に属する事業所のうち、従業員規模50人以上の全ての事業所及び従業員規模5人以上50人未満の事業所であって航空貨物の利用が見込まれるものから抽出した事業所の計1,000事業所
- 6 報告を求めるために用いる方法
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送させる方法又は鳥取県のホームページから調査票をダウンロードし、電子メールで返信させる方法
- 7 報告を求める期間
令和2年8月上旬から同年9月4日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第435号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

ニッテレ債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県進学奨励資金（奨学生決定番号4010207、4020141、4050059、4080089、4080104、4080161、4090081、4100103、4100120、4100172、4100219、4110009、4110020、4120079、4120204、4130005、4130017）及び鳥取県育英奨学資金（奨学生決定番号415094、419039、420120、421064、422091、422138、423019、423040、423198、424141、424223、424317、425054、426001、426185、427062、4141107、4141120、4141122、4141145、4141146、4151077、4151130、4151172、4151187、4151240、4151330、4151353、4151355、4151411、4161040、4161241、4161356、4161371、4161398、4171003、4171029、4171148、4171237、4171281、4171288、4171364、4171451、4171579、4171580、4181044、4181154、4181362、4181393、4181403、4181517、4181535、4181583、4181623、4181631、4191015、4191073、4191149、4191170、4191204、4191246、4191258、4191328、4191363、4191377、4191457、4191474、4191483、4191495、4191529、4191544、4191625、4191641、4191679、4201078、4201125、4201127、4201140、4201155、4201171、4201261、4201329、4201330、4201331、4201381、4201465、4201540、4201563、4201654、4201633、4201674、4201711、4211067、4211117、4211146、4211155、4211266、4211310、4211311、4211316、4211330、4211512、4211575、4211683、4211699、4221127、4221138、4221147、4221157、4221348、4221378、4221421、4221502、4221567、4221591、4221627、4221666、4221671、4231004、4231031、4231063、4231241、4231247、4231498、4231593、4231594、4241006、4241045、4241107、4241115、4241233、4241258、4241331、4241338、4241366、4241376、4241394、4241423、4241443、4241445、4241506、4241521、4241526、4241540、4241549、4241554、4251064、4251118、4251252、4251266、4251378、4251387、4251424、4251431、4251458、4251463、4251490、4251493、4251537、4251567、4251582、4261100、4261167、4261183、4261193、4261292、4261357、4261407、4261415、4261431、4261441、4261458、4271104、4271231、4271291、4271292、4271312、4271363、4271386、4271392、4271456、4271466、4271491、4271516、4271517、4281030、4281345、4281140、4291121、4291358)

3 委託期間

令和2年4月1日から令和5年2月28日まで

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和2年7月21日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 検定に係る警備業務の種類及び級

雑踏警備業務 1級

2 実施日時

(1) 学科試験

令和2年10月23日（金）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和2年11月25日（水）午前9時30分から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎9階第20会議室

(2) 実技試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

10名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 雑踏警備業務の管理に関すること。

オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 雑踏警備業務の管理に関すること。

ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 雑踏警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

令和2年9月28日（月）から同年10月2日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

(4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面

(5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、13,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年
国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和2年7月21日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
雑踏警備業務 2級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
令和2年10月23日（金）午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
令和2年11月26日（木）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎9階第20会議室
 - (2) 実技試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員
10名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
令和2年9月28日（月）から同年10月2日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
検定手数料は、13,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
 - (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
 - (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和2年7月21日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務 1級及び2級
- (2) 施設警備業務 1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務 1級及び2級
- (4) 貴重品運搬警備業務 1級及び2級

2 実施日時

令和2年10月1日（木）午前9時から正午まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎9階第20会議室

4 審査の方法

審査に係る種別及び級の警備業務に関する知識及び能力について学科試験及び実技試験により判定する。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 審査の対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務（1級）

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備業務に係る1級に合格した者

(2) 施設警備業務（1級）

旧検定の常駐警備業務に係る1級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務（1級）

旧検定の交通誘導警備業務に係る1級に合格した者

(4) 貴重品運搬警備業務（1級）

旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級に合格した者

- (5) 空港保安警備業務（2級）
旧検定の空港保安警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- (6) 施設警備業務（2級）
旧検定の常駐警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- (7) 交通誘導警備業務（2級）
旧検定の交通誘導警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- (8) 貴重品運搬警備業務（2級）
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級に合格した者
- 6 審査申請の受付期間
令和2年8月24日（月）から同月28日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 7 審査申請書の提出先
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による審査申請書の提出は、認めない。）。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 8 審査申請書の提出部数等
審査申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）1葉
- (2) 旧規則第8条の規定により交付された合格証（以下「旧合格証」という。）の写し
- (3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、県内に住所を有すること又は警備員として県内の営業所に属することを疎明する書面
- 9 審査手数料及び納付方法
審査手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 10 その他
- (1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。
- (2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年7月21日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 田 中 宏 明

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県立境港総合技術高等学校情報処理室ほか（2室分）パソコン等 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和2年5月14日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社ケーオウエイ
米子市両三柳328 |
| 5 落札金額 | 29,634,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和2年4月3日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称 | 鳥取県立境港総合技術高等学校 |

及び所在地 境港市竹内町925

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年7月21日

鳥取県立鳥取湖陵高等学校長 上 原 正 樹

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県立鳥取湖陵高等学校コンピュータ実習室 I ほか2室パソコン等 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和2年5月26日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | NECキャピタルソリューション株式会社中国支店
広島県広島市中区八丁堀16-11 |
| 5 落札金額 | 105,824,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和2年4月14日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立鳥取湖陵高等学校
鳥取市湖山町北三丁目250 |